第１章

第２次プランの策定に当たって

第１章　第２次プランの策定に当たって

１．プラン策定の趣旨

平成 17 年の市町村合併により新たなスタートを切った田辺市では、平成 19 年３月に「田辺市男女共同参画プラン」（以下、「第１次プラン」という）を策定し、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

第１次プランの策定から今日まで、様々な分野で性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く残っています。また、配偶者等からの暴力防止の取組強化、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取組など、男女共同参画社会の実現のために推進しなければならない課題が多く残されています。

こうした中、これらの課題の改善を図りながら男女共同参画社会の実現を目指し、田辺市における男女共同参画がより前進するよう「第２次田辺市男女共同参画プラン」（以下、「本プラン」という）を策定しました。

２．基本理念

男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義付けられています。

田辺市においても、男女共同参画社会基本法の五つの理念を基本に置き、性別にかかわりなく、人権が尊重され、男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会づくりを推進します。

男女共同参画社会基本法における五つの基本理念

①男女の人権の尊重

男女が、性別により差別されることなく、個性と能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、個人としての人権が尊重されること。

②社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行が、男女の社会における多様な活動の選択を制約することのないよう配慮されること。

③政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程に共同して参画する機会が確保されること。

④家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動と地域、職場、学校など社会生活における活動を両立できるようにすること。

⑤国際的協調

男女共同参画の推進が、国際社会における取組と相互に関連していることを勘案し、国際的な理解と協力の下に推進されること。

３．田辺市が目指す男女共同参画社会の姿

男女共同参画社会とは、男女の人権を尊重し、互いにかけがえのない大切なパートナーとして、喜びも責任も分かち合い、支え合いながら、心豊かな生活を送ることができる社会です。そして、人権とは、誰もが生まれながらにして持っている権利で、人間らしく生きていくために欠かすことのできないものです。私たち一人ひとりはみんな違いますが、一人の人間として、互いの人格や個性を認め合い、尊重し合いながら、互いの人権を守ることが大切です。人は一人で生きているのではありません。だからこそ、自分の人権と同じように他人の人権も認め合い、思いやりを持って関係を築くことを忘れてはなりません。

男女共同参画は、多様な価値観や、一人ひとりの意思に基づく自由な活動の選択を認めようとするものです。家事や育児に専念したいという考えを否定するものでもなければ、一定の価値観を押しつけたり、性別によって役割を固定的に押しつけたりするものでもありません。家庭における家族の役割については、それぞれの家庭で主体的に考えていけばよいのです。

また、男女共同参画社会の実現のためには、「社会的性別」（ジェンダー）の視点について正しく理解することが必要です。

このような考えのもと、田辺市が男女共同参画社会として目指すべき将来像は次のとおりとします。

①男女が共に政策・方針決定の場に参画する社会

「政策・方針決定過程の場に女性が参画すること」によって、新しい視点が提起され、様々な人の立場を考慮した政策の立案・実施が可能になります。

②家族が互いに協力し合い、喜びを分かち合える家庭

「家庭における男女共同参画が促進されること」によって、家族が互いに思いやり、協力し合って、家庭生活における責任を果たし、信頼に満ちた明るい家庭が築かれます。

③誰もが個性と能力を生かしていきいきと働くことができる職場

「職場における性差別が解消すること」及び「仕事と家庭の両立支援が進むこと」によって、男女が共に働きやすい職場環境が確保され、個性と能力を生かし、いきいきと働くことが可能になります。

④男女が多様な活動に参画し、つながりを深める地域

「地域社会の活動における男女共同参画が促進されること」によって、男女が共に多様な価値観に基づいて、地域活動、ボランティア、家庭生活、学習活動など、様々な活動を自ら選択し、地域のつながりを深めることが可能になります。

4．プランの位置付け

本プランは、社会のあらゆる分野で男女の平等を具体化する取組である男女共同参画を推進していくための総合的な計画として、田辺市が実施すべき施策の基本的な方向や内容を明らかにしたものです。

また、男女共同参画社会基本法第 14 条に定められた「市町村男女共同参画計画」として位置付けます。策定に当たっては、国の「第３次男女共同参画基本計画」、「配偶者暴力防止法」及び「和歌山県男女共同参画基本計画（第３次）」を勘案し、「田辺市男女共同参画懇話会」において審議を重ねるとともに、「田辺市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施するなど広く市民の意見を聞き、その反映に努めました。

さらに、「第１次田辺市総合計画（後期基本計画）」をはじめ、「田辺市人権施策推進計画」や「田辺市次世代育成支援行動計画」などの部門別計画との整合性を図りました。

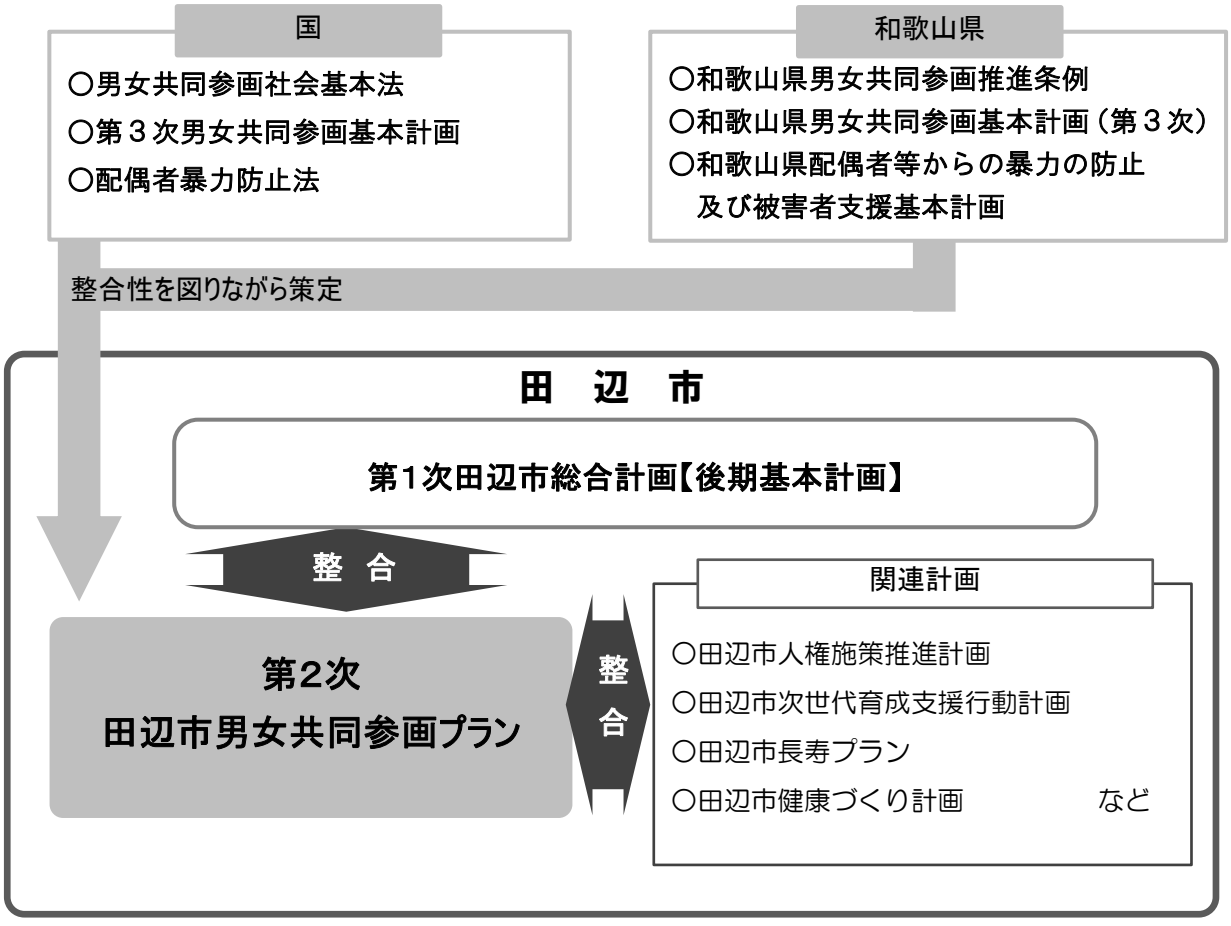

5．プランの期間

本プランの期間は、平成 26 年度（2014 年度）から平成 35 年度（2023 年度）までの 10 か年とします。ただし、国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。

6．第１次プラン策定後の社会経済情勢

（１）少子高齢化の進行と生産年齢人口の減少

我が国においては、少子高齢化の一層の進行により、生産年齢人口が減少しており、平成17年（2005年）からは人口減少社会に突入しています。

本市においては、人口は平成７年をピークに減少しており、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の３区分別でみると、平成17年（2005年）に60.4%であった生産年齢人口割合は平成22年（2010年）には58.6%に減少し、逆に老年人口割合は平成17年(2005年)の25.2%から平成22年(2010年)には28.0%に増加していることがわかります。

また、世帯構成の推移をみると、単独世帯やひとり親世帯が増加しており、ひとり親世帯については、母子家庭・父子家庭ともに全国や和歌山県より一般世帯に占める割合が高くなっています。

こうした傾向は本市に限らず全国共通の現象であり、それは今後も続くと考えられています。つまり、今日の人口減少は単純な人口規模の縮小ではなく、生産年齢人口の減少と老年人口の増加という人口構造の変化であることがわかります。

人口動態や世帯構成の変化といったこれらの一連の状況は、安定した社会や経済の持続のために、大きな課題を我々の前に示すものであるといえます。

■年齢3区分別人口の推移（田辺市）

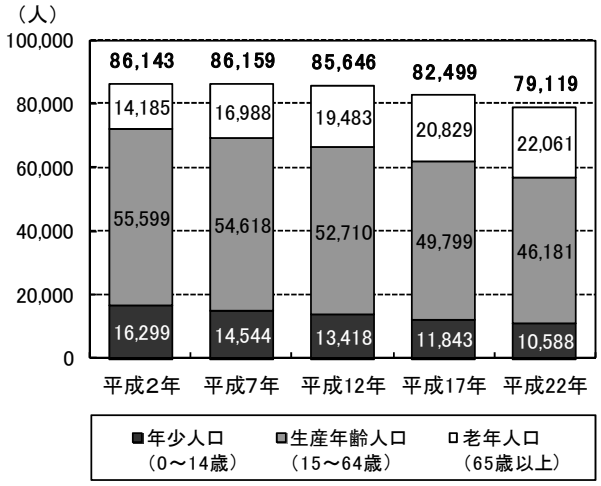

資料：国勢調査

■年齢3区分別人口割合の推移（田辺市）

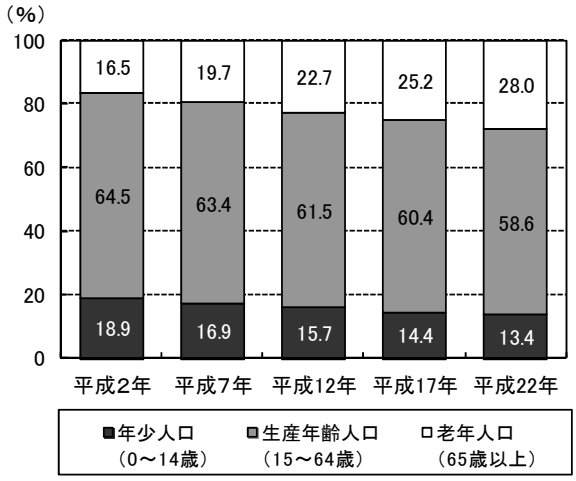

資料：国勢調査

■一般世帯における世帯類型別割合の推移（田辺市）

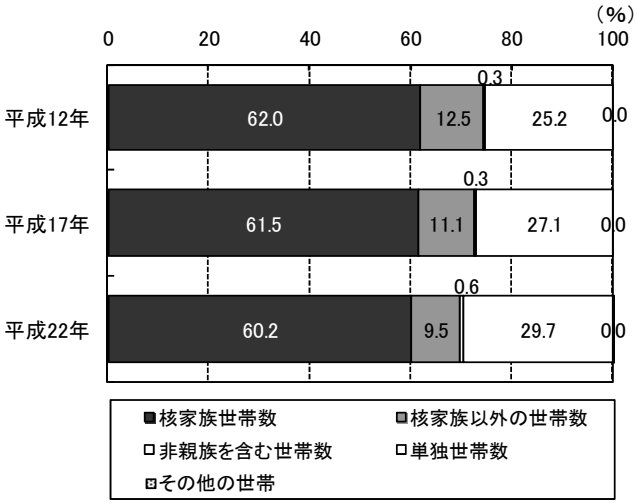

資料：国勢調査

■ひとり親世帯数の推移（田辺市）

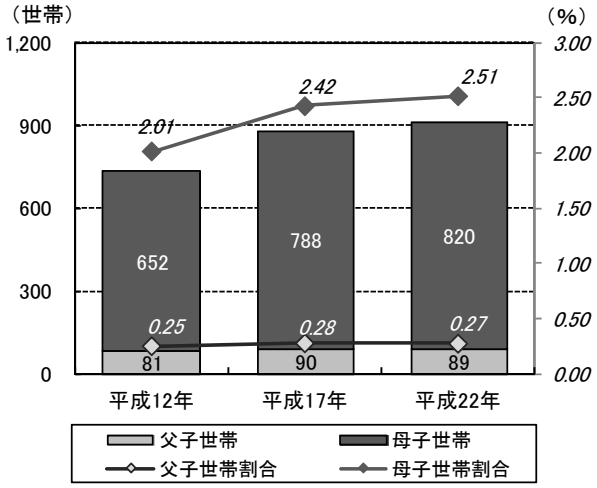

資料：国勢調査

■父子家庭の一般世帯に占める割合の推移

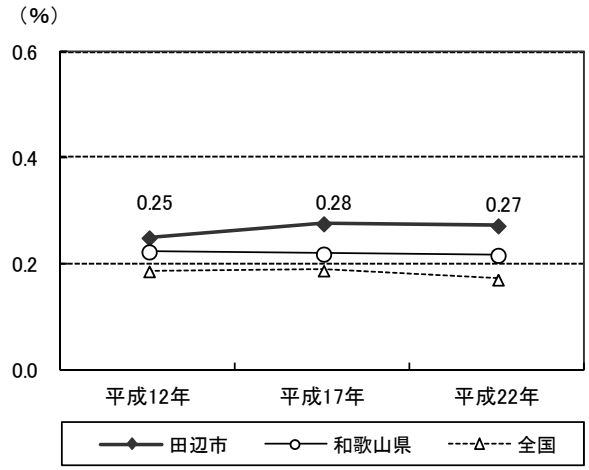

資料：国勢調査

■母子家庭の一般世帯に占める割合の推移

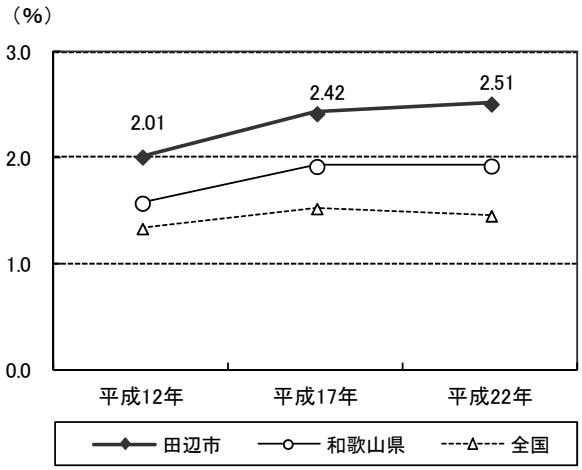

資料：国勢調査

（２）経済活動と雇用の低迷

平成 20 年（2008 年）の世界金融危機に端を発して、我が国の経済は長期的に低迷を続けており、これに伴い、失業率の上昇や就職率の低下など、雇用情勢は厳しさを増しています。

さらに平成 23 年（2011 年）３月の東日本大震災で国内経済は再び大きな打撃を受け、その後、先進国の成長鈍化の顕在化、世界的な経済金融情勢の不確実さなどの影響を受けて、国内経済は、依然として不透明なものとなっています。

こうした経済情勢の中、失業者や非正規労働者の増加により、貧困など生活上の困難に直面する人々の増加が懸念されます。田辺市における非正規労働者（労働者派遣事業所の派遣社員、パート・アルバイト・その他）の割合は 37.4％と全体の３分の１を超えており、特に女性ではその割合が 56.4％と高くなっています。

また、非正規雇用の割合は若年層において特に増加しており、15 歳から 19 歳の年齢層では男女共に約半数が非正規雇用となっています。他の年齢層も加えて女性に非正規雇用が多いこととも相まって、男女間の給与水準の格差も懸念されます。

また、産業構造をみると、全国、和歌山県と同様、田辺市においても第３次産業の割合が最も高くなっていますが、田辺市では農業を中心とした第１次産業の割合が全国や和歌山県より高くなっています。農業については、農業従事者の減少・高齢化による労働力不足の進行やＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）など農業を巡る情勢が大きく変化しています。

■男女別従業の地位の状況（田辺市）

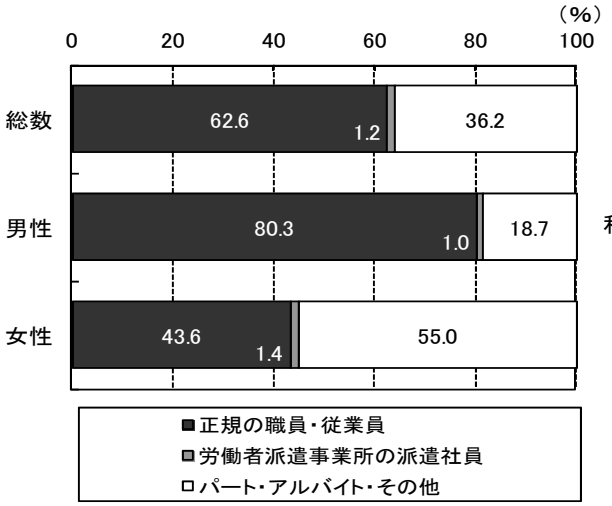

資料：平成 22 年国勢調査

■産業構造

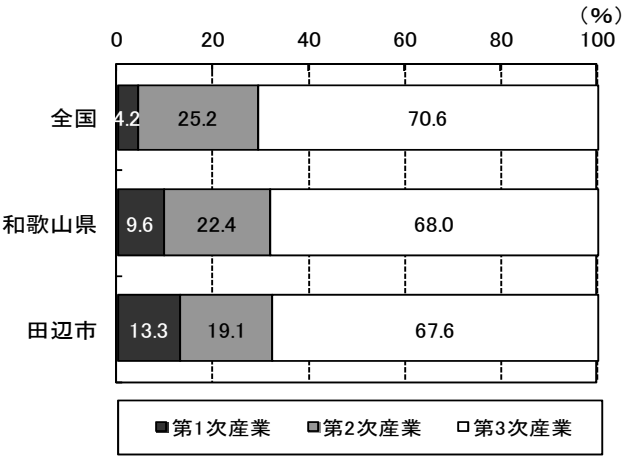

資料：平成 22 年国勢調査

■男女別非正規労働者の年齢別の状況（和歌山県）

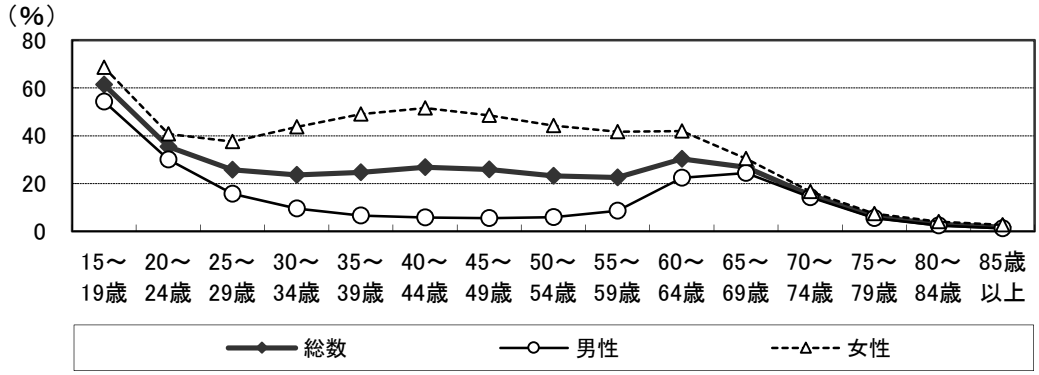

資料：平成 22 年国勢調査

（３）国・県の動き

第１次プラン策定後の、国及び県の主な動きは次のとおりです。

国の動き

◇「パートタイム労働法」の改正

パートタイム労働者にとってより働きやすい雇用環境を整備するため、平成 19 年（2007 年）、「短時間労働者の雇用管理の改善などに関する法律（パートタイム労働法）」が改正され、短時間労働者を対象とした通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保、通常労働者への転換の推進などが盛り込まれました。

◇「仕事と生活の調和憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定

平成 19 年（2007 年）、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。各々のライフサイクルやスタイルに応じて個性と能力を生かす仕事と生活の調和の推進が、人口減少時代の労働力確保や、人材活用の観点からも一層注目され、内閣府は平成 20 年（2008 年）を「仕事と生活の調和元年」と位置付け、「カエル！ジャパン」をキャッチフレーズとしたキャンペーンを開始しました。

◇「女性の参画加速プログラム」の策定

平成 20 年（2008 年）、様々な分野での女性の参画拡大のさらなる戦略的な取組のために「女性の参画加速プログラム」が策定され、仕事と生活の調和の実現、女性の能力開発・能力発揮に対する支援の充実、意識の改革が、基本的方向として掲げられました。

◇「次世代育成支援対策推進法」の改正

平成 20 年（2008 年）、子どもたちの育成と仕事が両立できる職場環境づくりをさらに進めるため、次世代育成支援対策推進法が改正されました。改正により、一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象が、従業員数 101 人以上の企業に拡大されました。

◇「育児・介護休業法」の改正

平成 21 年（2009 年）、「育児休業、介護休業など育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」が改正され、短時間勤務制度や所定外労働免除の義務化、子の看護休暇制度の拡充、父親の育児休業取得促進策などの法整備が行われました。

◇「DV 防止法」の改正

平成 19 年（2007 年）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」が改正されました。これにより保護命令の対象拡充、接近禁止命令の拡充など、被害者支援の充実が図られました。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（DV 基本計画）」の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置が市町村の努力義務とされました。

さらに、平成 25 年（2013 年）の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象とされることとなり、法律名も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

◇「第3次男女共同参画基本計画」の策定

平成 22 年（2010 年）、「女性の活躍による経済社会の活性化」「男性、子どもにとっての男女共同参画の推進」などの 15 項目を重点分野とする、「第３次男女共同参画基本計画」が策定されました。

◇「「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」の策定

平成 24 年（2012 年）、女性の活躍によって我が国の経済再生を図るため、①男性の意識改革、②思い切ったポジティブ・アクション（積極的改善措置）、③公務員からの率先した取組　の３つを柱とした「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画 ～働く「なでしこ」大作戦～　が取りまとめられました。

県の動き

◇「和歌山県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」の改正

平成 21 年（2009 年）、「和歌山県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」が改正されました。

◇「和歌山県男女共同参画基本計画（第3次）」の策定

平成 24 年（2012 年）３月、県の審議会及び各分野での女性の登用促進、防災・災害復興体制整備の方針決定過程への女性の参画推進などを新たに追加・強調した「和歌山県男女共同参画基本計画（第３次）」が策定されました。

7．田辺市の男女共同参画の状況

平成 24 年（2012 年）11 月に行った「田辺市男女共同参画に関する市民意識調査」（以下、「市民意識調査」という）の結果から、各分野で男女共同参画推進の方向に向かっていることがわかります。今後はこの動きをより一層推進するために、さらなる全体的・総合的な取組が必要な状況となっています。

第１次プランの基本目標ごとに、田辺市のこれまでの取組における現状と課題を市民意識調査の結果を踏まえて考察します。

市民意識調査の概要

調査対象	平成 24 年 11 月現在、田辺市に居住している満 20 歳以上の市民（男女各 1,000 名）
抽出方法	住民基本台帳から層化二段無作為抽出
調査期間	平成 24 年 11 月５日（月）～平成 24 年 11 月 19 日（月）
回収数／回収率	有効回収総数　914／回収率 45.7%

基本目標１．男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

現　状

重点課題1　男女共同参画社会を目指す啓発活動の推進

（市民意識調査結果）

◆「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識に関して、否定的な回答の割合が全体の約 3 分の 2（64.3%）に達しており、男女共その割合は調査を経るごとに高まっています。[図１]

◆固定的な性別役割分担意識が生き方を制限したり、負担であると感じる生きづらさが「ある」との回答は、女性が男性の約３倍の割合であり、男女共に『家庭で』が最も高くなっています。[図２、図３]

◆男女の平等感について『社会通念・習慣・しきたりなど』の項目において、女性の 72.4%が「男性優遇」と回答しており、男性の 55.8%と比べ高くなっています。[図４]

（主な取組）

◆男女共同参画週間に、街頭での啓発活動（男女共同参画社会について説明が記載されているメモ帳等啓発物品の配布）を行っています。

◆料理や健康、農業や防災も絡めた、各種講演会・講座を通じ、男女共同参画に関する家庭教育等を推進しています。

◆広報紙「ゆう」を発行し、男女共同参画に関する意識啓発を行っています。

図１　：あなたは、「男は仕事、女は家庭」というような固定的な性別役割分担についての考え方をどう思いますか。

〔単位：%〕

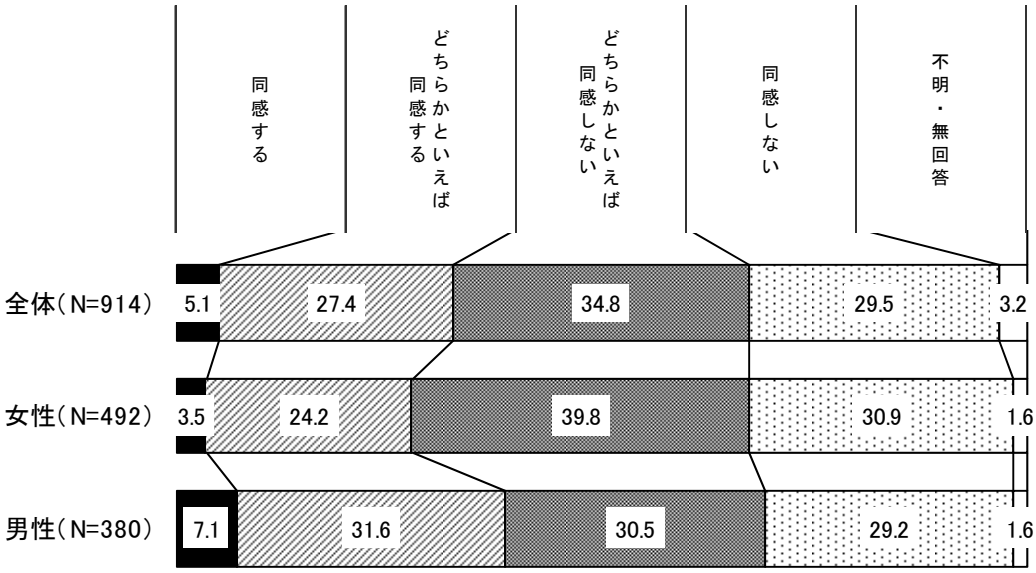

＜女性＞

〔単位：%〕

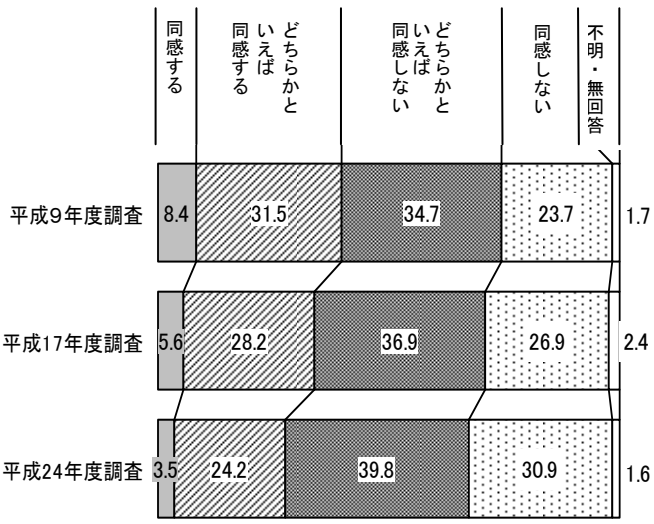

＜男性＞

〔単位：%〕

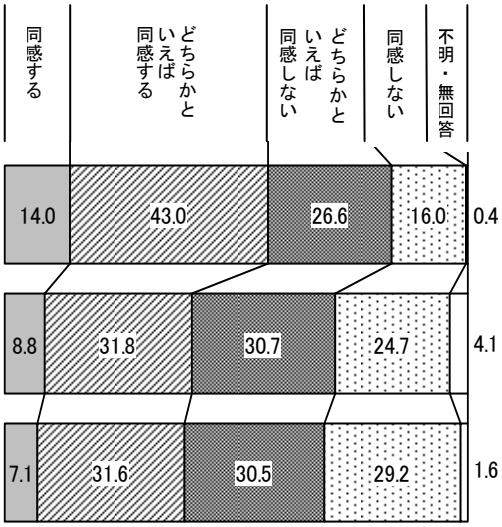

図２　：「男は仕事、女は家庭」というような固定的な性別役割分担についての考え方があなたの生き方を制限したり、負担であると感じたことはありますか。

〔単位：%〕

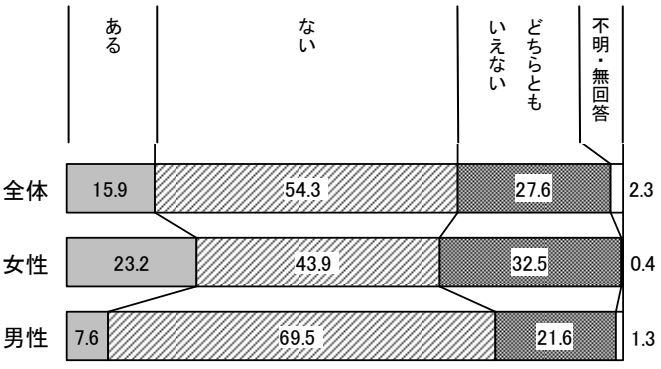

図３　：（「ある」と答えた方のみ）
そう感じた場はどこですか。

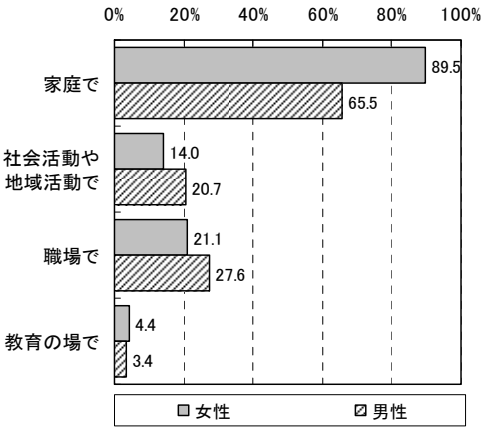

図4　:あなたは、社会通念・習慣・しきたりなどの分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。

〔単位：%〕

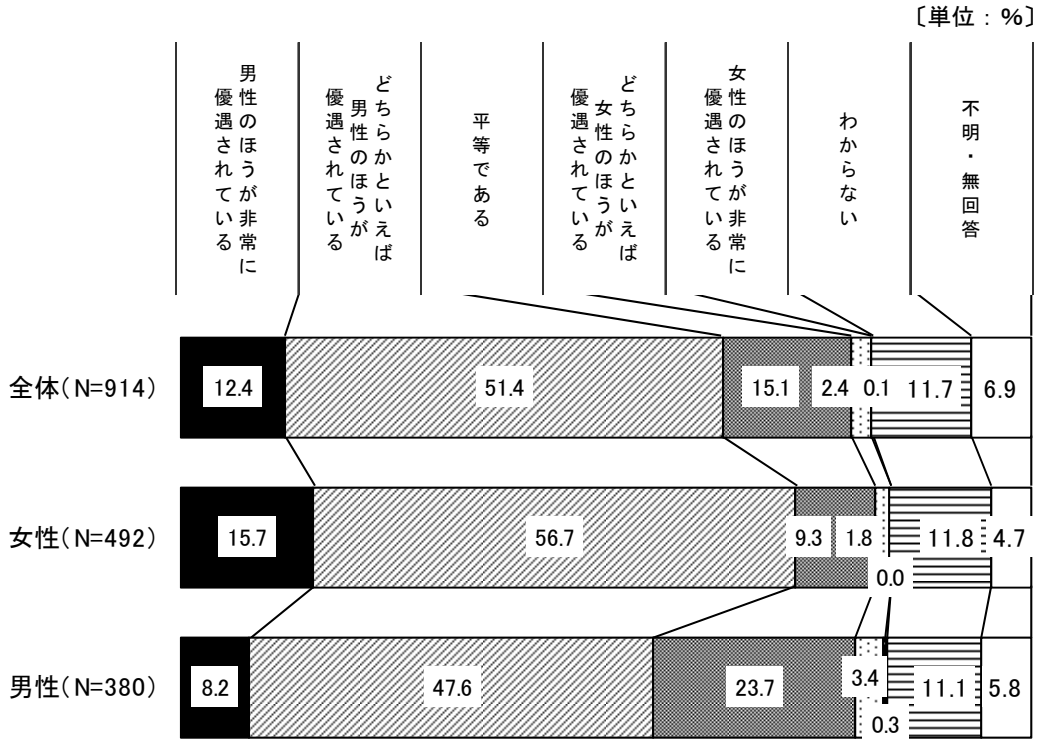

重点課題2　男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

（市民意識調査結果）

◆男女の平等感について『学校教育』では、女性で 52.0%、男性で 58.9%が「平等」と回答しており、半数以上が平等感を感じている分野となっています。[図５]

◆『DV・デート DV』という用語は、約９割の人が「よく知っていた」「聞いたことがあった」と回答、『育児・介護休業法』のそれは約８割と、認知度が高い割合になっています。
一方、『エンパワーメント』『女子差別撤廃条約』『ジェンダー』『ポジティブ・アクション』などの用語は、相対的に認知度が低くなっています。[図６]

（主な取組）

◆学校において、道徳の時間を中心に男女の相互理解と協力の重要性の指導を行うとともに、全中学校において職場体験学習を実施し、固定的な性別役割にとらわれずに、個々の能力や適性に応じた進路選択ができるように取り組んでいます。

◆男女共同参画に関する図書・資料等を収集し、閲覧・貸出しを行うとともに、各種講座・講演会の開催時には一時保育等を実施して受講環境の充実に努めています。

図5　:学校教育における男女の平等感について

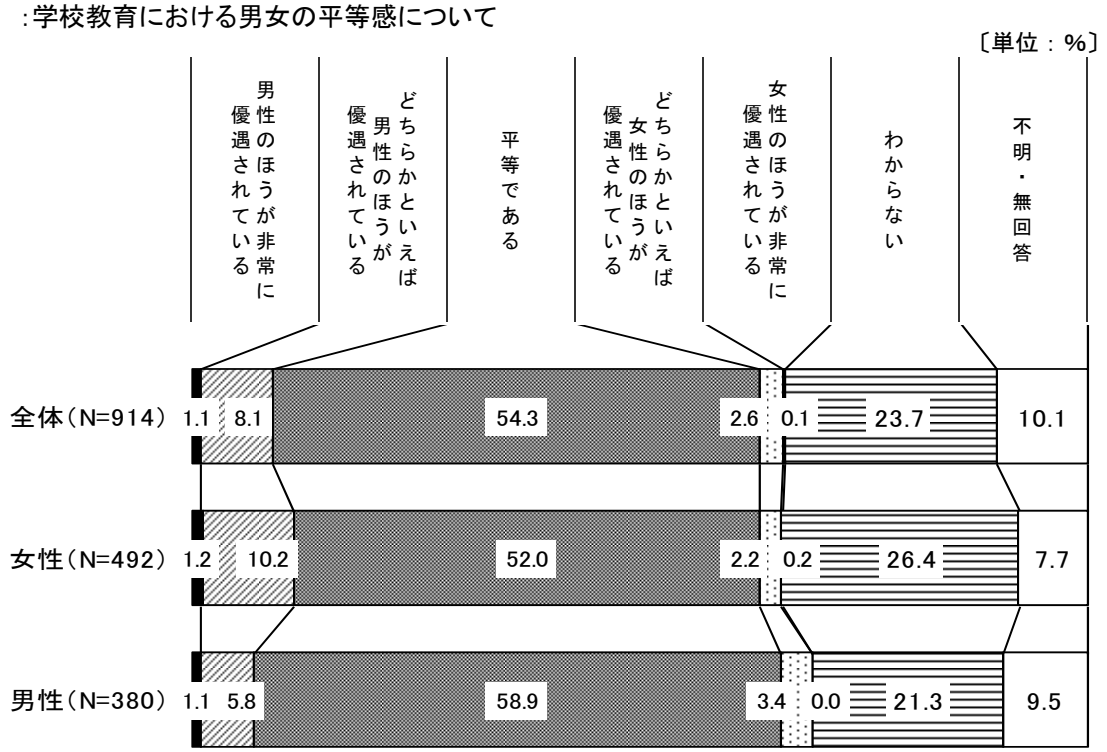

図6　:男女共同参画社会に関する言葉の認知度

〔単位：%〕

女性（N＝492）
男性（N＝380）

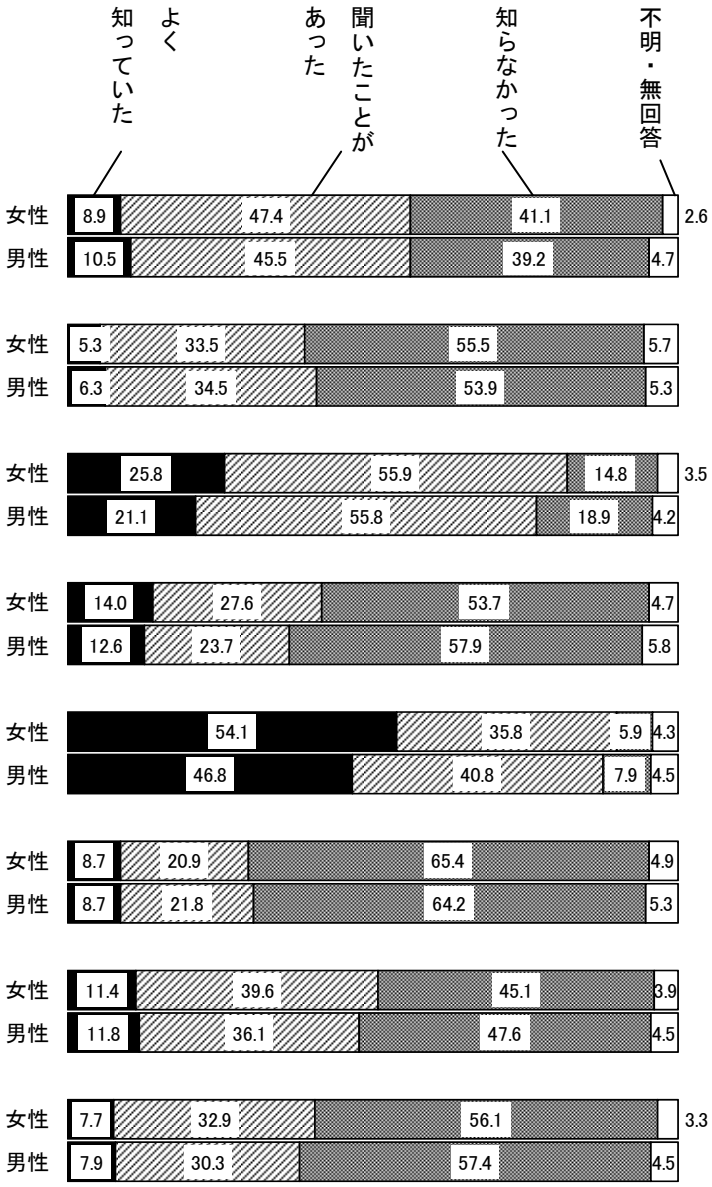

重点課題3　人権を尊重する意識の醸成

（市民意識調査結果）

◆不愉快な経験としては、「『女(男)のくせに』『女(男)だから』と差別的な言い方をされた」の割合が多くなっています。[図７]

◆配偶者や交際相手から暴力を受けた経験としては、女性の４人に１人がそれぞれ『身体的暴力』『精神的暴力』を、男性の８人に１人が『精神的暴力』を受けた経験があるとなっています。[図８]

◆ＤＶに関する必要施策としては、「相談体制の充実」「情報管理の徹底」「学校での暴力防止教育」が高くなっています。[図９]

◆悩みや困りごとに関して、男性の４割は「誰にも相談しなかった」と答え、特に 50 代男性は約７割になっています。[図 10]

（主な取組）

◆女性電話相談を案内したウェットティッシュ等啓発物品の配布を行い、相談窓口の情報提供を行っています。

◆「女性に対する暴力をなくす運動期間」にあたり、「広報田辺」において啓発を行い、人権侵害であるDV についての認識を広め、ＤＶを防止するための啓発を行っています。

◆「DV 被害者支援センター」や「男性のための電話相談」などのチラシ等を紹介し、情報提供に努めています。

図7　:これまでに、職場・学校・地域で、あなたは、次のような不愉快な経験をしたことがありますか。

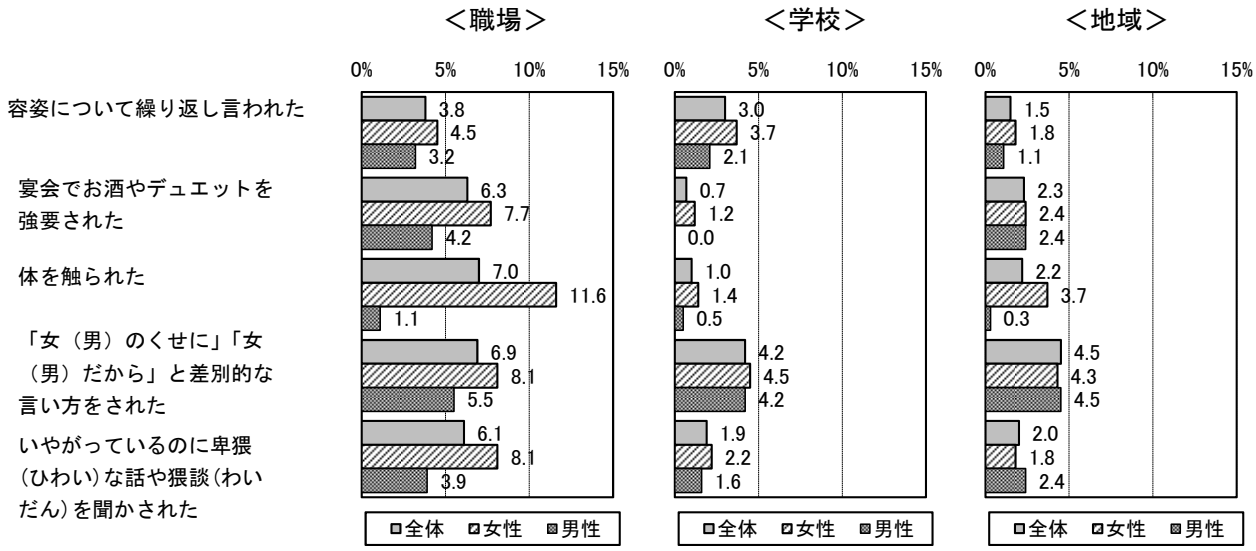

図8　:配偶者や交際相手から暴力を受けた経験はありますか。

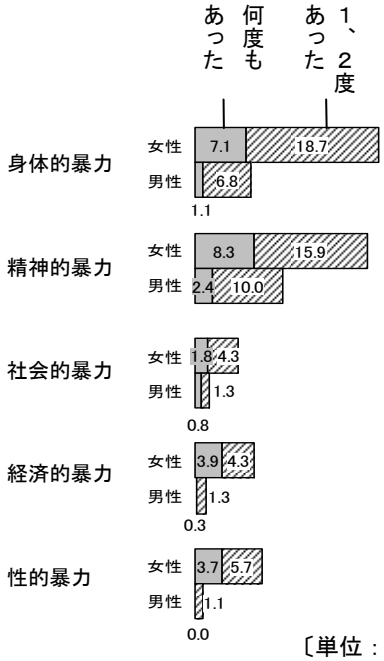

〔単位：%〕

図9　:DV の防止や被害者支援のために必要なことは何だと思いますか。（上位8位を抜粋）

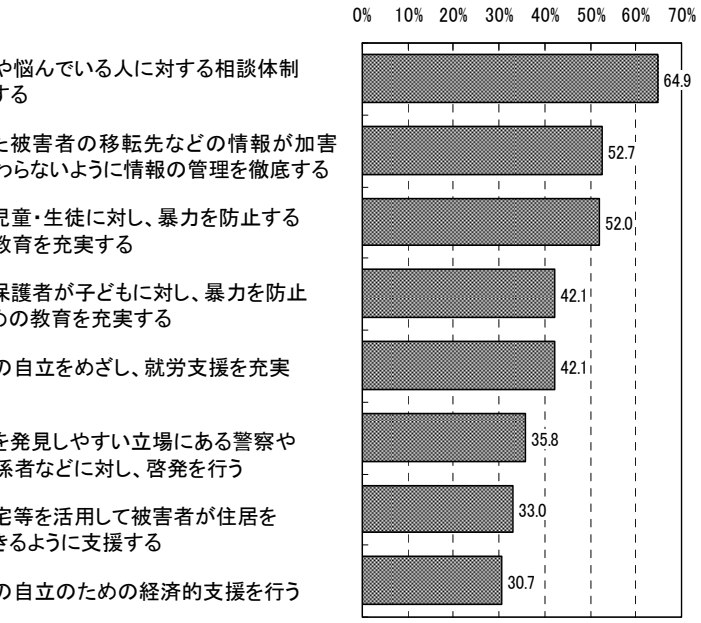

図 10　:あなたは、最も大きかった悩みや困りごとについて、誰かに相談しましたか。

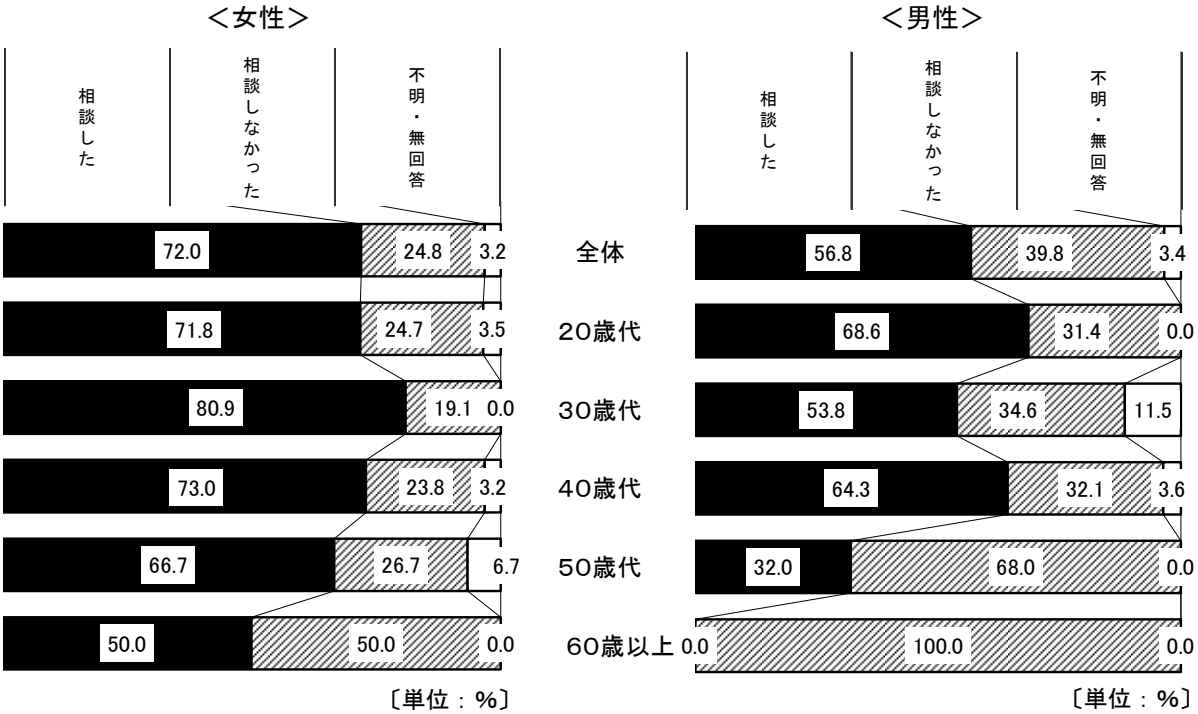

課 題

市ではこれまで、男女平等意識の向上のため、様々な取組を行ってきました。男女の固定的な性別役割分担意識は、調査を重ねる毎に改善してきています。ただ、依然として「社会通念・習慣・しきたりなど」に関しての不平等感は高く、「平等感」に男女の意識差も見られます。男女それぞれの生き方を制限し、負担感を与えている要因を取り除き、仕事と家庭の両立支援を行っていくことが求められています。

また、不愉快な経験や配偶者や交際相手からの暴力を受けた経験は、女性のほうが割合が高くなっています。他方で、身近な人に相談できない男性像が浮かび上がっています。男女の人権尊重に関する啓発を充実させるとともに、男性に関しても外部（専門的）機関への相談の啓発が必要です。

基本目標２．あらゆる分野で男女共同参画を進める社会づくり

現 状

重点課題1　政策･方針決定過程への女性の参画の拡大

（市民意識調査結果）

◆役職や公職に女性がもっと就いたほうがよいかどうかについて「そう思う」との回答はすべての役職で約 6 割～7 割に達し、否定的な回答は約 2 割～3 割にとどまっています。[図 11]

◆各種議員や職場の管理職、行政の審議会や委員会のメンバーでは、「女性がもっと就いたほうがよい」が高い割合となっているのに対し、町内会会長等地域のリーダーや、PTA 会長、子どもクラブ会長では、女性自身の側からの否定的な認識が見られます。[図 11]

◆役職や公職への就任や立候補を依頼された時の受諾に関して、「職場の管理職」受諾で、女性 18.9%男性 40.5%と男女の意識の差が見られます。[図 12]

（主な取組）

◆市では、性別にとらわれない平等な採用・雇用を行っています。

◆市の審議会等の委員選出については原則として公募制度を導入し、委員定数の女性の割合が委員の全体構成比の３割以上となるよう努めています。

図 11:あなたは次にあげるような役職や公職に「女性がもっと就いたほうがよい」と思いますか。

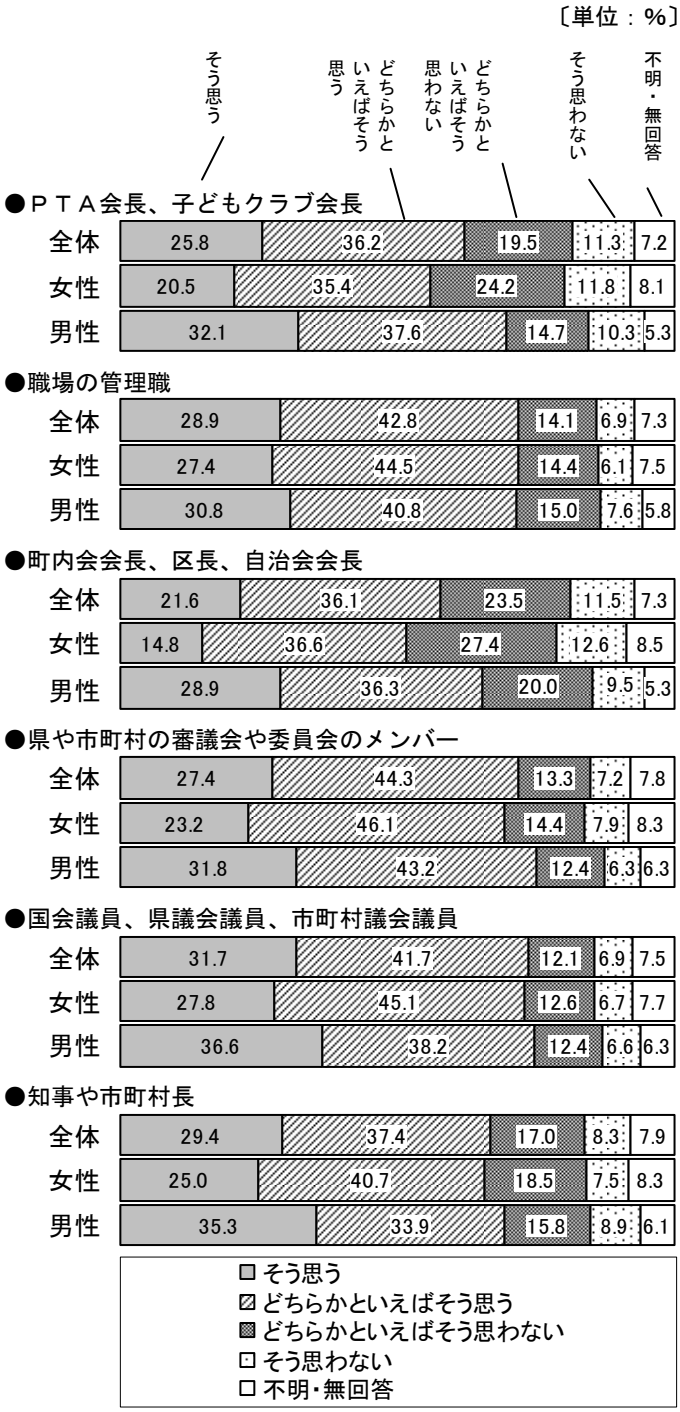

図 12:もし、あなたが次のような役職や公職への就任や立候補を依頼されたらどうしますか。

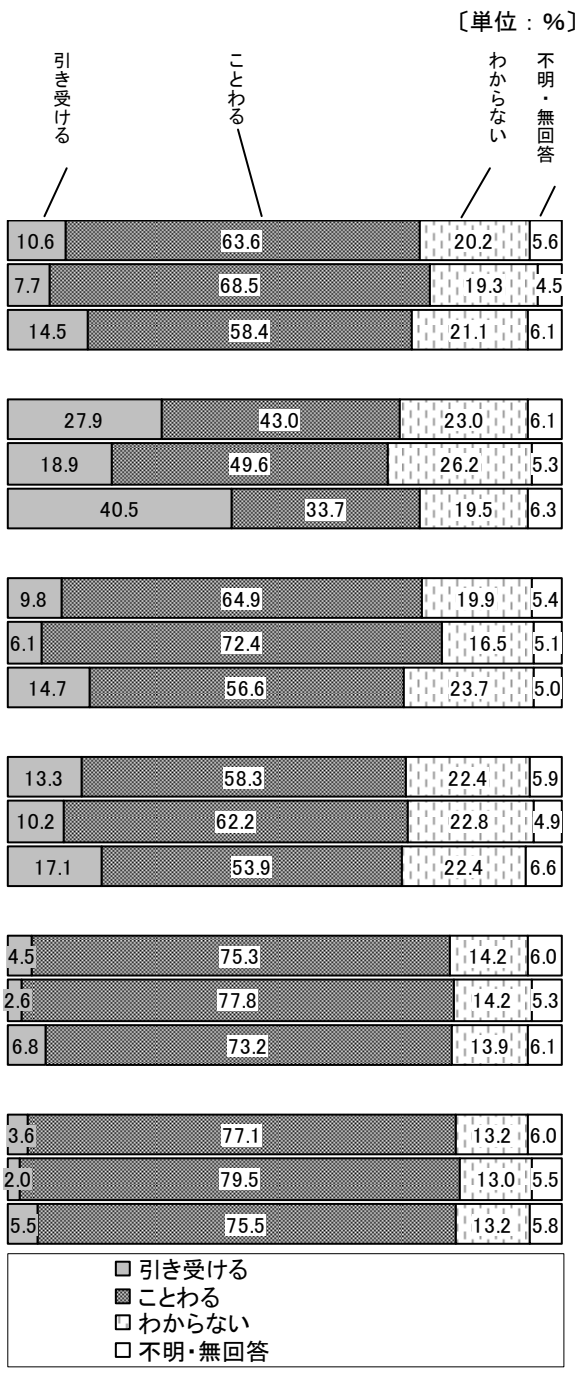

重点課題2　家庭生活と地域社会への男女共同参画の促進

（市民意識調査結果）

◆「食事のしたく」「食事の後片付け」などの家事の担い手に関して、理想は男女共「夫婦共同」が概ね高い割合ですが、現状は「主に妻」が高くなっています。[図 13]

◆「生活費の確保」の担い手に関して、理想は、女性は「夫婦共同」、男性は「主に夫」が最も高くなっていますが、現状では男女共「主に夫」との答えが多くなっています。[図 13]

◆「高齢者や病人の世話・介護」「育児、子どもの勉強やしつけ」では、理想は「夫婦共同」ですが、現状では女性が「主に妻」、男性が「夫婦共同」と、男女の認識の差が見受けられます。[図 13]

（主な取組）

◆料理教室「カジメンのすすめ」や「男性の料理教室」、「男性の介護」「パパの育児参加」に関する講座など、男性の家庭生活への参画を進めることができるような学習機会を提供しています。

◆パパママ教室を土日に開催し、母子健康手帳配布時の「父子手帳」配布等、啓発活動を行っています。

◆公民館のスポーツ大会における女性が参加しやすい行事の企画や競技部間の女性の部の設置等、男女が共に参加しやすい地域活動の環境づくりを推進しています。

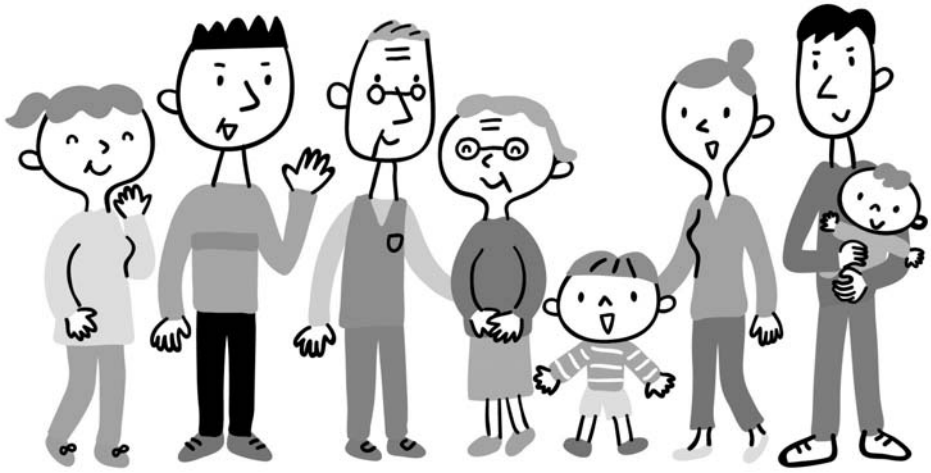

図 13:日常的な家事・仕事等の役割分担の理想と現状についておたずねします。

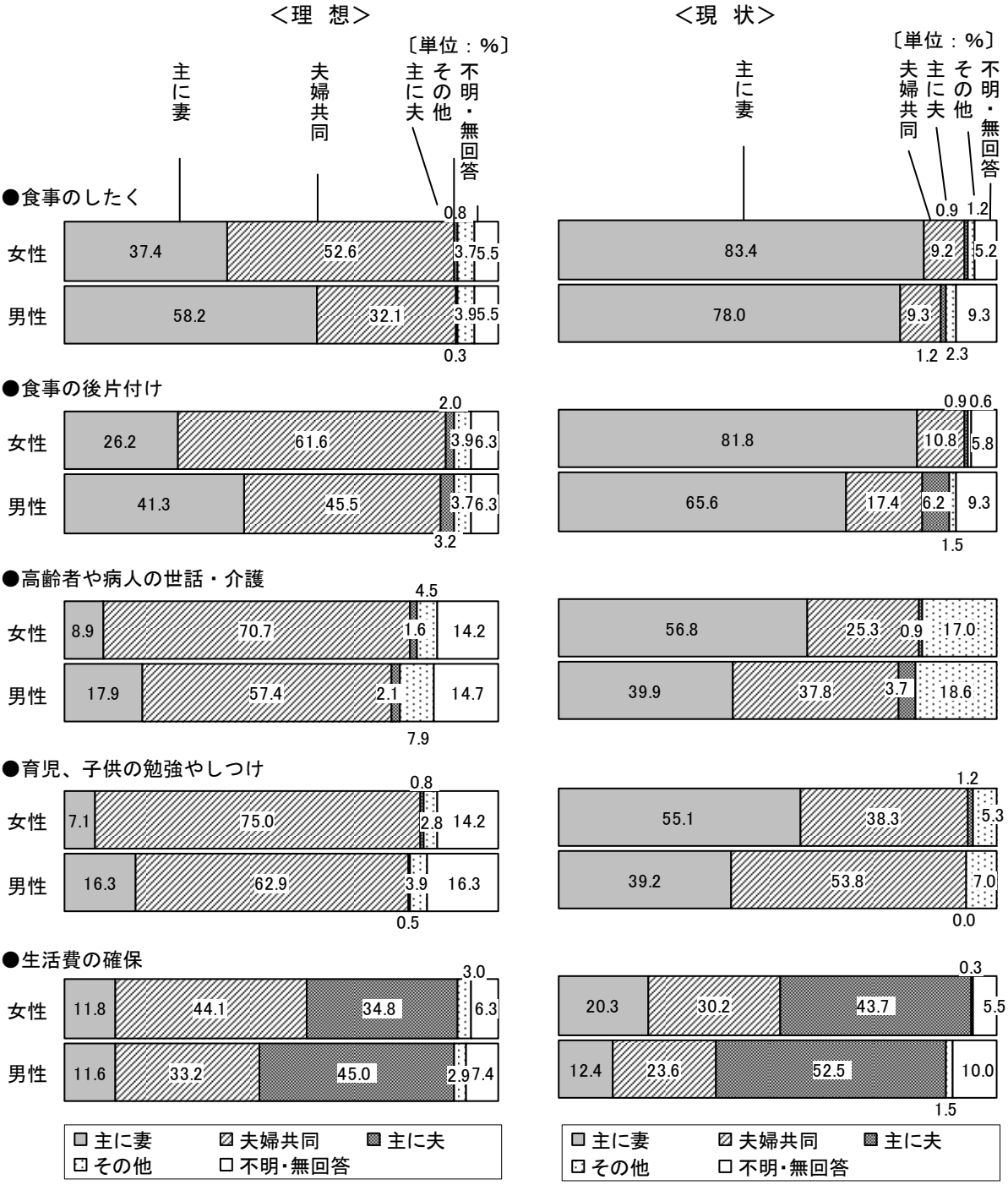

重点課題3　様々な分野への男女共同参画の推進

（市民意識調査結果）

◆防災・災害復興に関して、女性に配慮した環境整備が必要だとする意見があらゆる項目で約７割～９割に及んでいます。とりわけ「避難所の設置・運営に配慮する」が高く、次いで「医療体制に配慮する」「女性の相談窓口を設置する」「備蓄物資に配慮する」と続いています。[図14]

（主な取組）

◆出産、育児、介護などで退職した女性が、再就職する際の後押しとなる「女性の再就職支援セミナー」の開催等、再就職希望者の支援をしています。

◆女性を中心とした農林水産業従事者の生活改善等を支援しています。

◆「防災における男女共同参画」についての講座を開催し、女性の視点を踏まえた防災意識の向上に取り組んでいます。

図 14:防災・災害復興における次の事柄について、女性に配慮して取り組む必要があると思いますか。

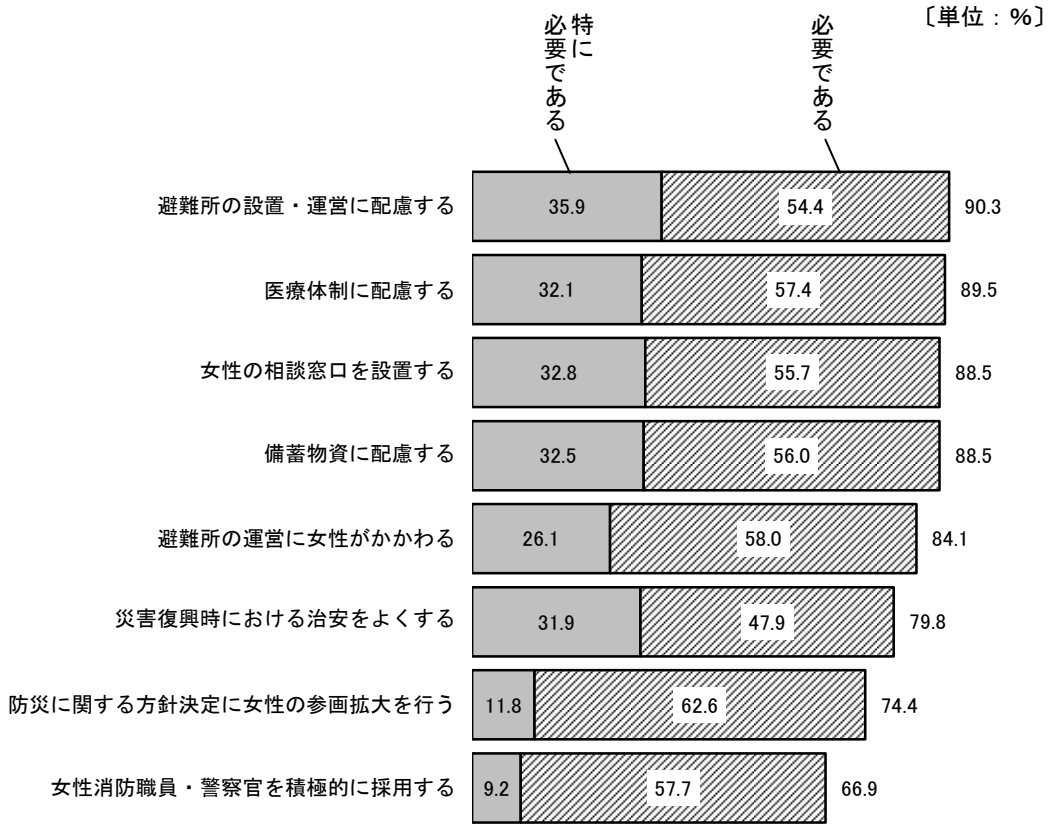

重点課題4　国際的な活動への男女共同参画の推進

（主な取組）

◆相談業務や情報発信を通し、地域に暮らす外国の方の生活不安の解消に努めています。

◆外国の文化に触れるとともに、互いの文化を理解するきっかけづくりに取り組んでいます。

◆学校教育で、英語学習の充実を図っています。

課　題

家庭内の役割分担に関して「夫婦共同」という理想に対して、現状では家庭のことは「主に妻」となっており、理想と現実との間に乖離が見られます。役職・公職に関しては、女性参画が進んでいない現状がありますが、女性の役職就任については、男性よりも女性のほうが否定的な意識があります。一部の要因として、女性自身の経験不足や家庭との両立の不安が背景にあると考えられ、女性の進出を後押しする体制づくりが必要です。

基本目標３．男女が共に多様な働き方を実現できる就業環境づくり

現 状

重点課題1　職場における男女の均等な機会と待遇の確保

（市民意識調査結果）

◆職場での性別による待遇の違いや問題に関して、男女共「ない」と答える人が約７割に上りますが、「ある」と答えた人では、男性のほうが優遇されていると答えた人が女性のそれの３倍強となっています。[図 15]

◆優遇の中身として、女性は「昇進、昇格」「賃金」を挙げるのに対し、男性では「仕事の内容」「仕事に対する責任の求められ方」を挙げ、男女のとらえ方に違いが見られます。[図 16]

（主な取組）

◆冊子を配布するなど、啓発、情報提供を行っています。

◆関連する法制度を、リーフレットを通して紹介しています。

問 15:あなたの職場で、性別による待遇の違いや問題はありますか。

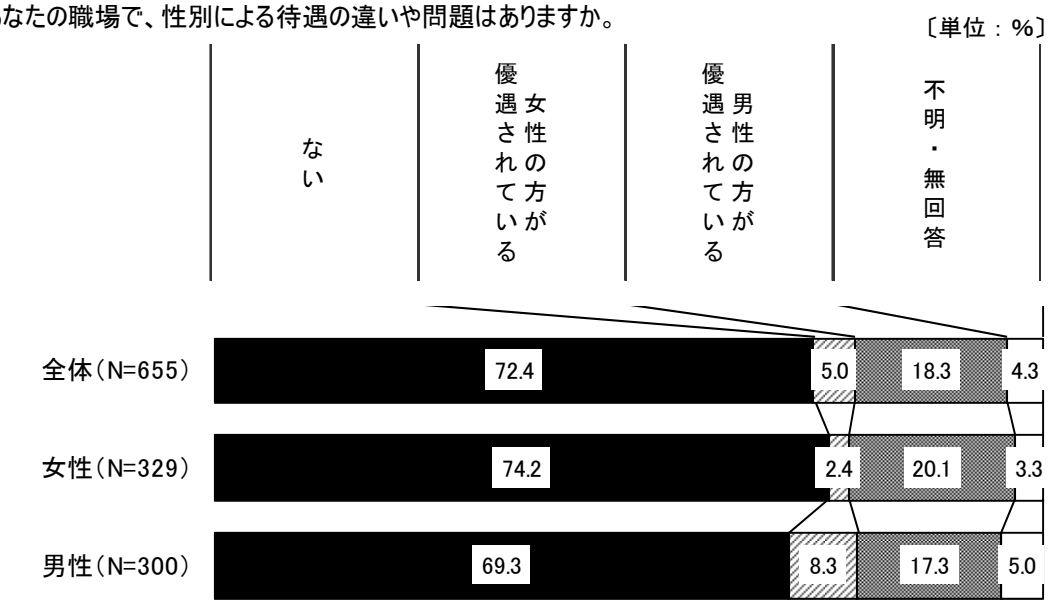

図 16:どちらかの性別が仕事において優遇されていると感じる場合、どのような点からそう感じますか。

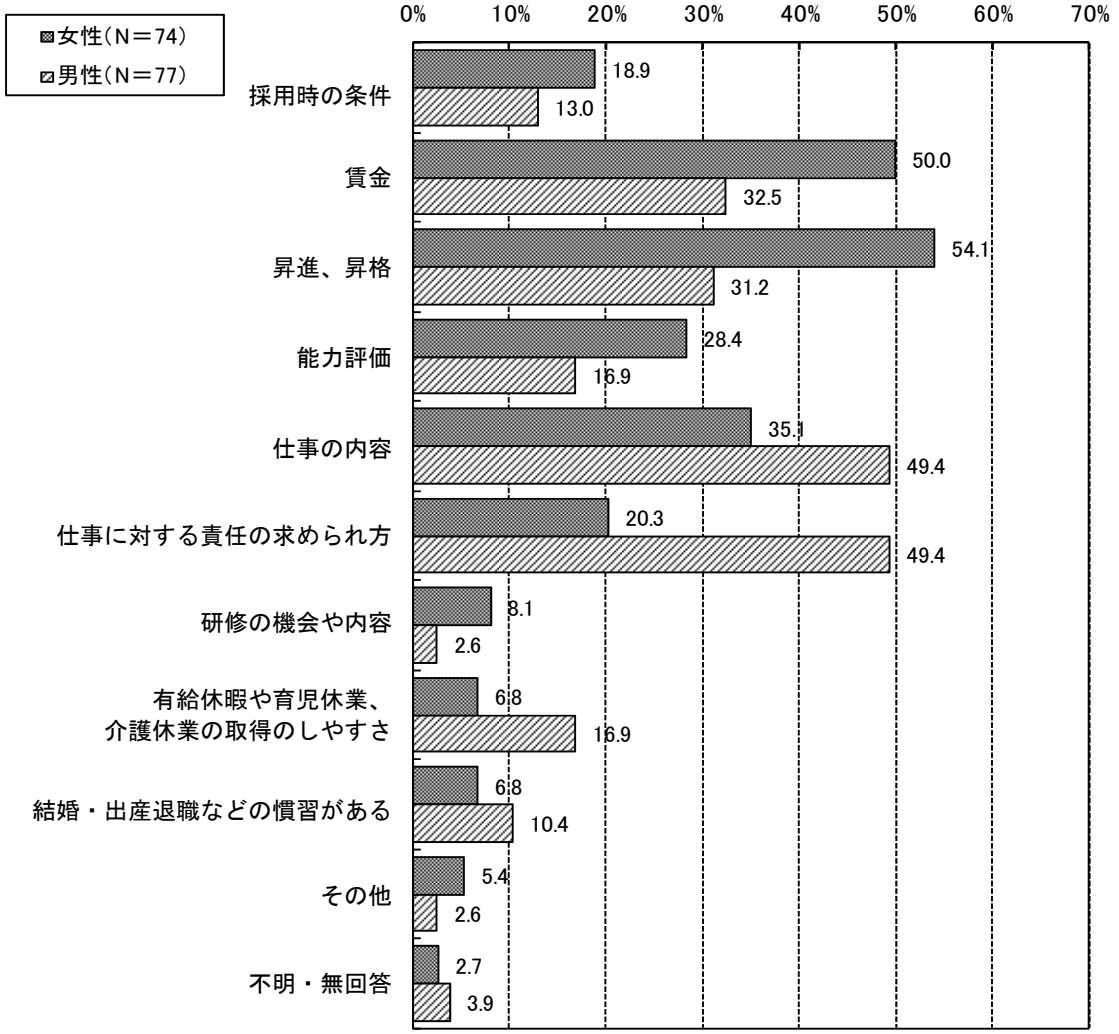

重点課題2　仕事と家庭の両立支援

（市民意識調査結果）

◆20歳代前半から50歳代後半にかけて、男性の８割以上が就労しているのに対し、女性は６割～８割に留まっています。[図 17]

◆働いている理由として、「生計を維持するため」が男性は８割以上に対し、女性は約４割。一方、約３割の女性は「生計を補助するため」を理由として挙げ、男性が生計を維持する役割を担い、女性は生計を補助する役割を担うことが多い傾向となっています。[図 18]

◆仕事や家庭生活等の優先度について、希望では男女共に「『仕事』と『家庭生活』をともに優先したい」という意識が高くなっていますが、現状では、男性においては仕事を優先、女性においては家庭生活を優先している傾向にあることが伺えます。[図 19]

◆男女共に男性が育児休業や介護休業を取得することを肯定的にとらえていますが、男性の取得率は低い状況となっています。[図 20、21]

◆現在「仕事をしていない」と答えた女性のうち 45.3%の方が、就職の際の気がかりとして、「家事・育児との両立ができるか」を挙げています。[図 22]

◆男女共に「結婚や出産で一時家庭に入り、子育てを終えて再び職業を持つ方がよい」「結婚や出産をしても、職業を持ち続ける方がよい」を合わせた割合は８割を超えています。[図 23]

（主な取組）

◆働く方をサポートするために、保育サービスや学童保育の充実など、子育て支援を推進しています。

◆広報活動を通して、多様な働き方の啓発に努めています。

◆スペースの開放、イベントづくりなど、親子交流の環境を整備しています。

◆都市計画のマスタープランにおいて、子ども・高齢者・障害者に配慮した都市基盤整備を行っています。

図 17:年齢階層別就業状況

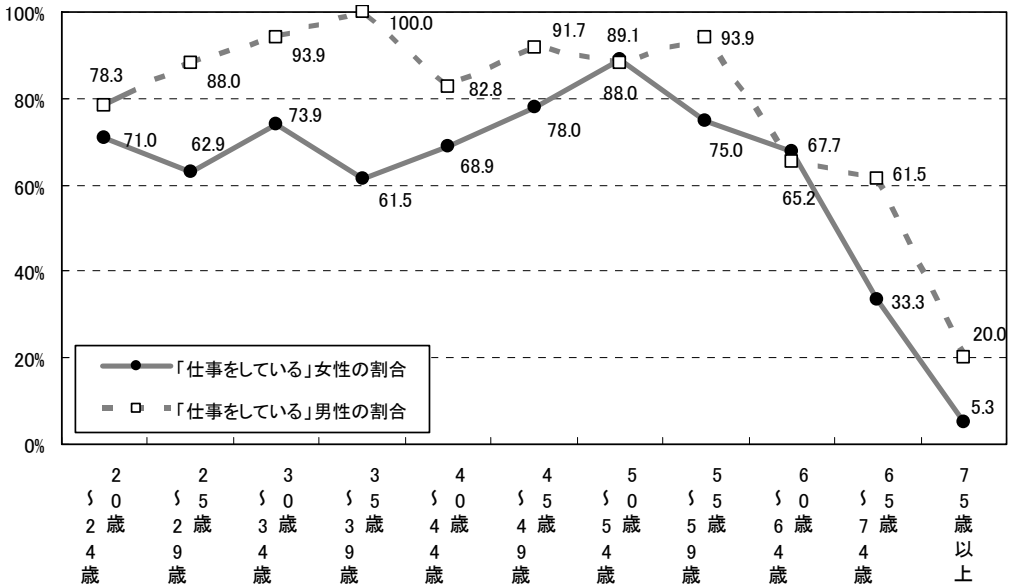

図 18:現在働いている場合、あなたが働いているのはどのような理由からですか。

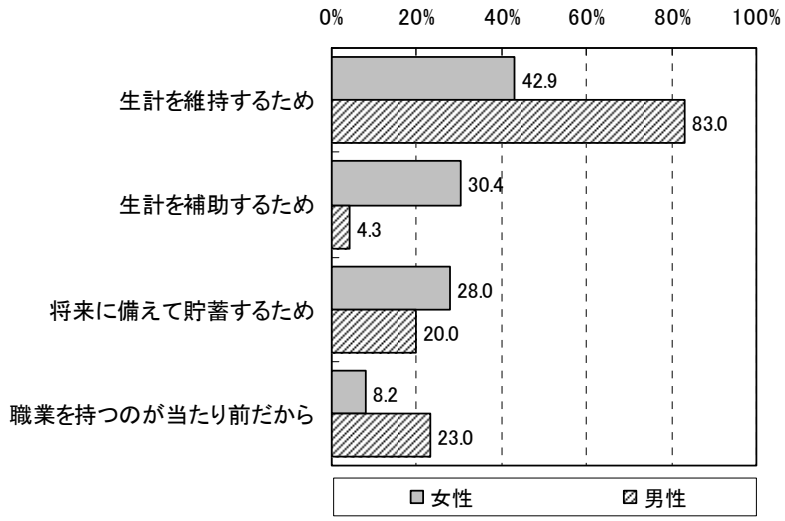

図 19:生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」(地域活動・学習・趣味・つきあい等)の優先度について、あなたの希望に最も近いものは何ですか。また、あなたの現実(現状)に最も近いものをお答えください。

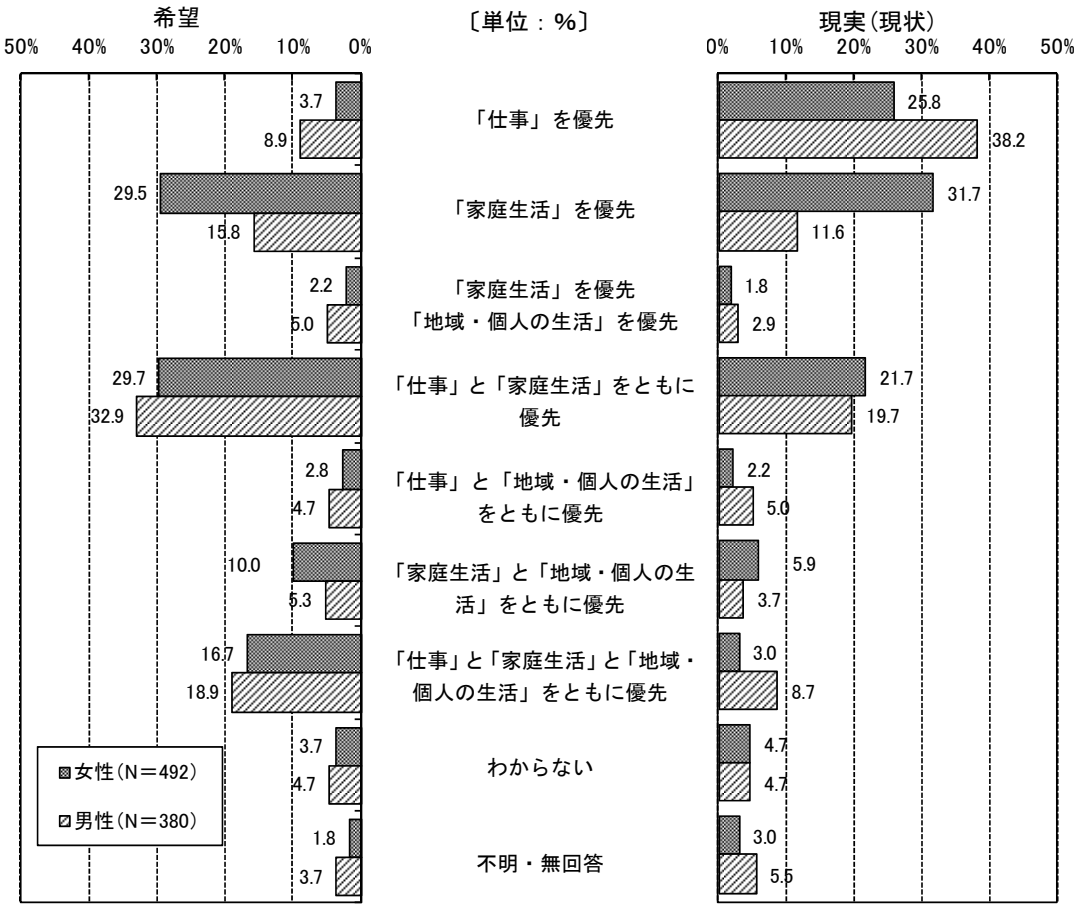

図 20:男性が育児休業や介護休業を取得することについて、あなたはどう思いますか。

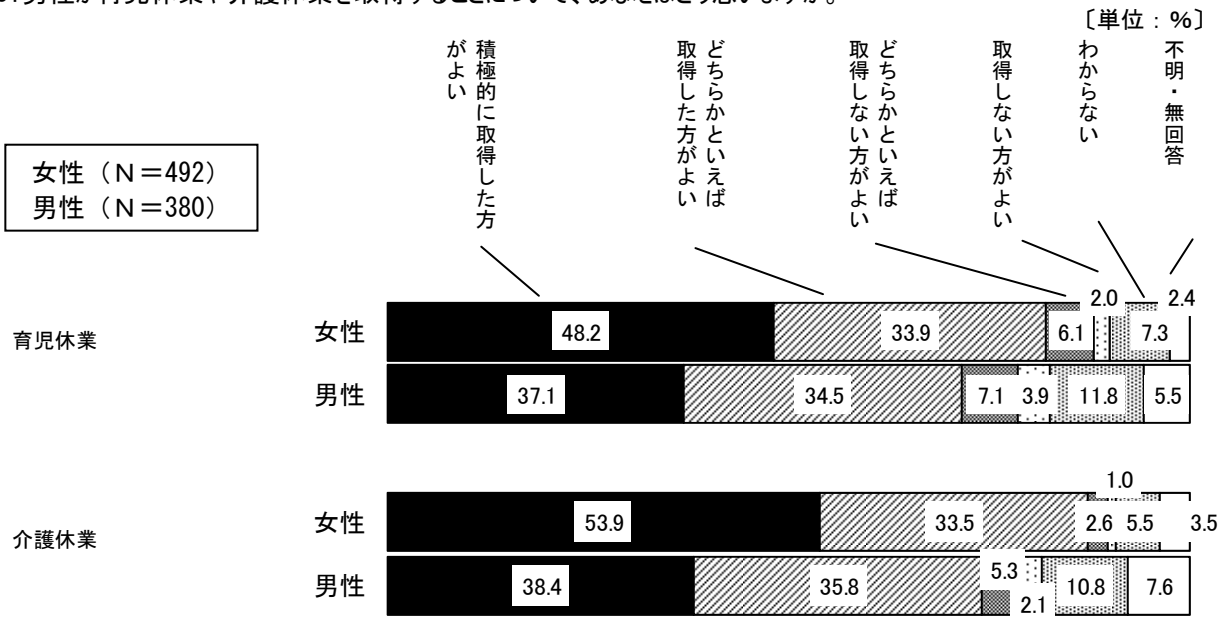

図 21:あなたは、育児休業・介護休業を取得されましたか。また、今後取得する予定がありますか。

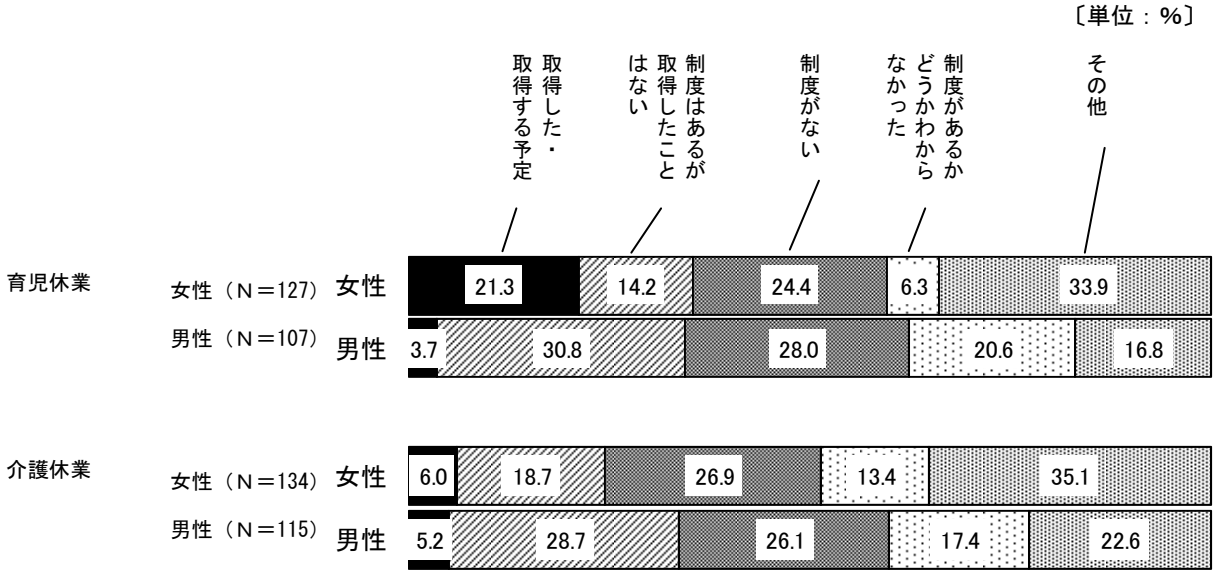

※この設問のグラフに関しては「不明・無回答」を除いた値を反映している

図 22:あなたが働きたいと思ったとき、気がかりなことは何ですか。

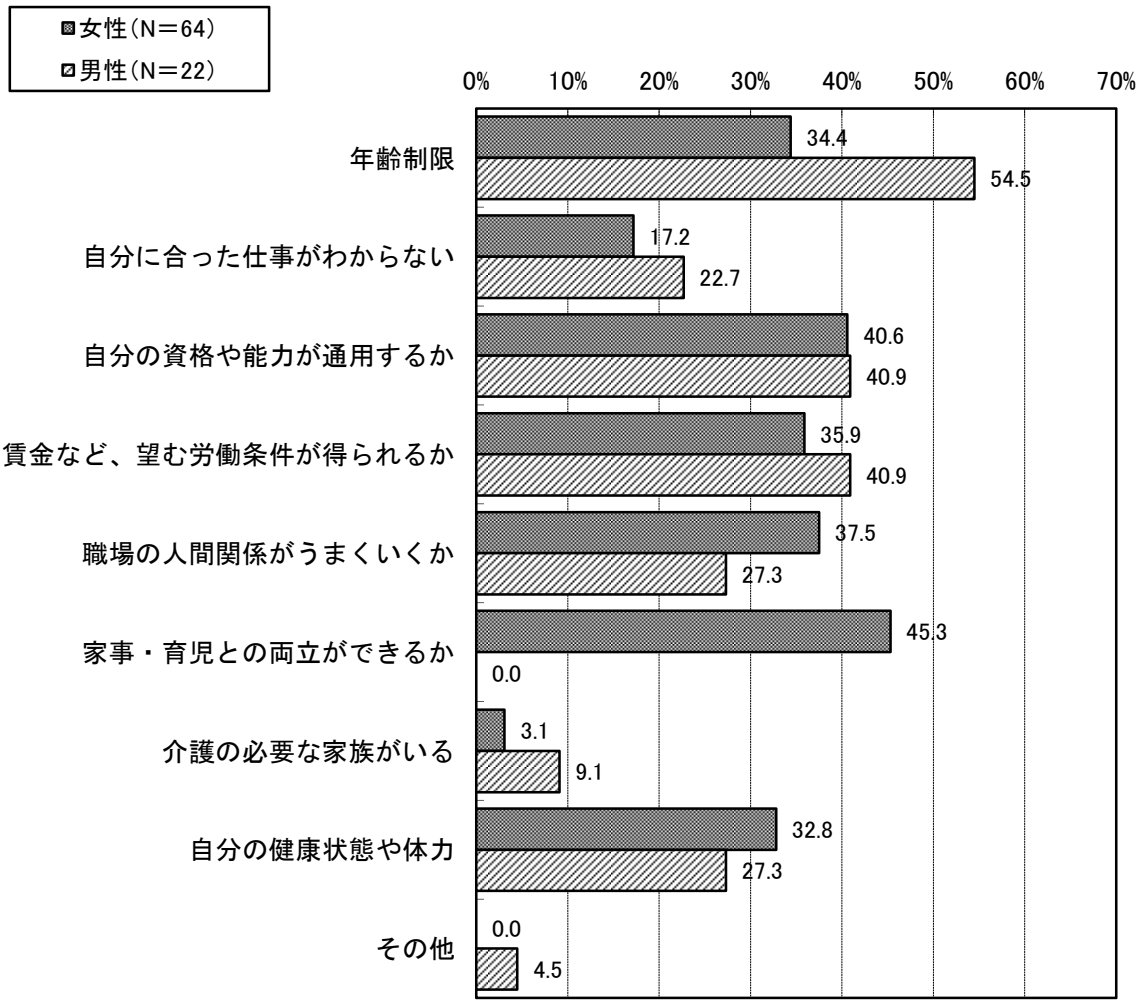

図 23:あなたは、女性が職業を持つことについて、次のどれが望ましいと思いますか。

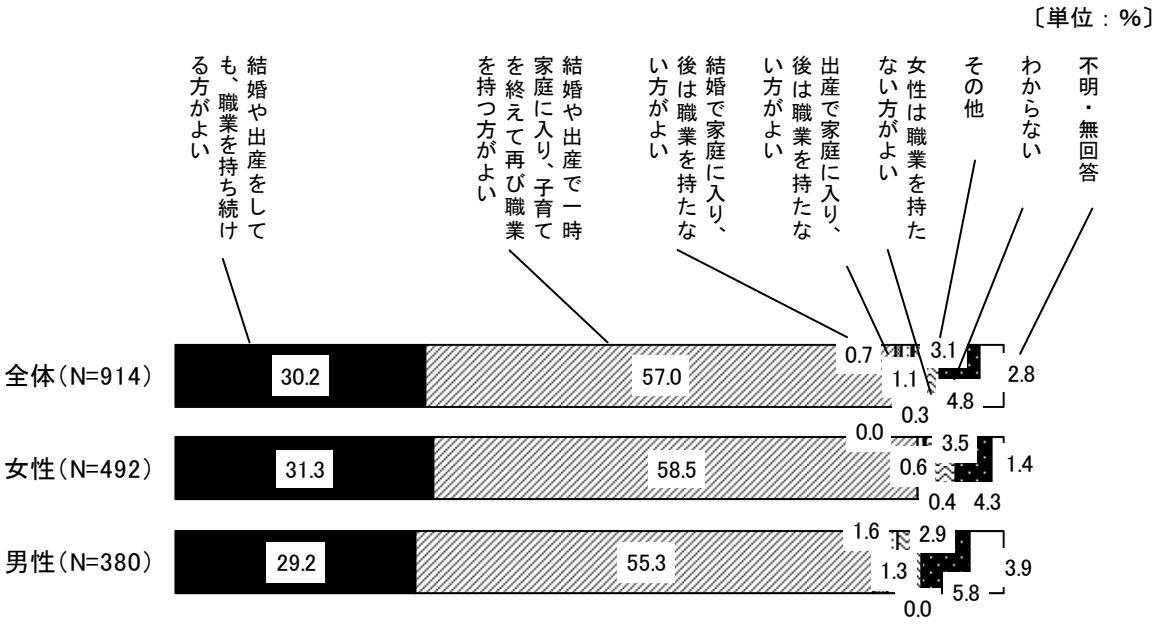

重点課題3　農林水産業・商工業等自営業におけるパートナーシップの確立

（主な取組）

◆家族経営協定の広報、普及に努めています。

◆女性の力や意欲を発揮することができる農業についての講座等を開催し、学習機会の提供に取り組んでいます。

課　題

内閣府世論調査と比較して田辺市の場合、「結婚や出産をしても職業を持ち続ける方がよい」という意識が低く、女性に関して、「結婚や出産で一時家庭に入り、子育てを終えて再び職業を持つ方がよい」という意識が高くなっています。育児休業や介護休業取得を肯定的に捉える声は大きいのですが、現実としては男性の取得率が低く、男性が生計を維持する役割を担い、女性は生計を補助する役割を担うものだという意識が見られます。職場の理解を含めて育児休業の男性取得モデルを構築することが求められています。

基本目標４．誰もが健やかに安心して暮らせるまちづくり

現 状

重点課題1　高齢者･障害者等への支援の充実

（主な取組）

◆健康に関する学習機会、レクリエーション事業、意欲ある高齢者に対しての就労機会の確保、提供に取り組んでいます。

◆社会福祉協議会を通して、ボランティアの養成を後押ししています。

◆道路改修や新設、公衆トイレの改修などで、高齢者や障害者に配慮したまちづくりに取り組んでいます。

重点課題2　生涯を通じた健康支援

（市民意識調査結果）

◆仕事以外に現在行っている活動について、「趣味・スポーツ・教養に関する活動」を挙げる人が最も多く、女性 25.6%、男性 33.4%となっています。[図 24]

◆今後新たに始めたい（続けたい）活動について、男女共に「趣味・スポーツ・教養に関する活動」、次いで「職業技術や資格の取得」を挙げています。[図 24]

◆社会活動に参加する際の問題について、男女共に「時間の余裕がない」を挙げた人が最も多く、女性は「健康や体力に自信がない」「経済的に余裕がない」、男性は「経済的に余裕がない」「リーダーや代表者になると責任が重過ぎる」を挙げた人が多いことが特徴です。[図 25]

（主な取組）

◆病気の予防や健康の保持増進のための学習機会の提供に取り組んでいます。

◆心身の問題に関する相談体制の充実に努めています。

◆エイズの予防や薬物乱用防止のための啓発活動に取り組んでいます。

◆自殺予防のための啓発運動に取り組んでいます。

図 24:あなたが現在、仕事以外に行っている活動と、今後新たに始めたい(続けたい)活動は何ですか。

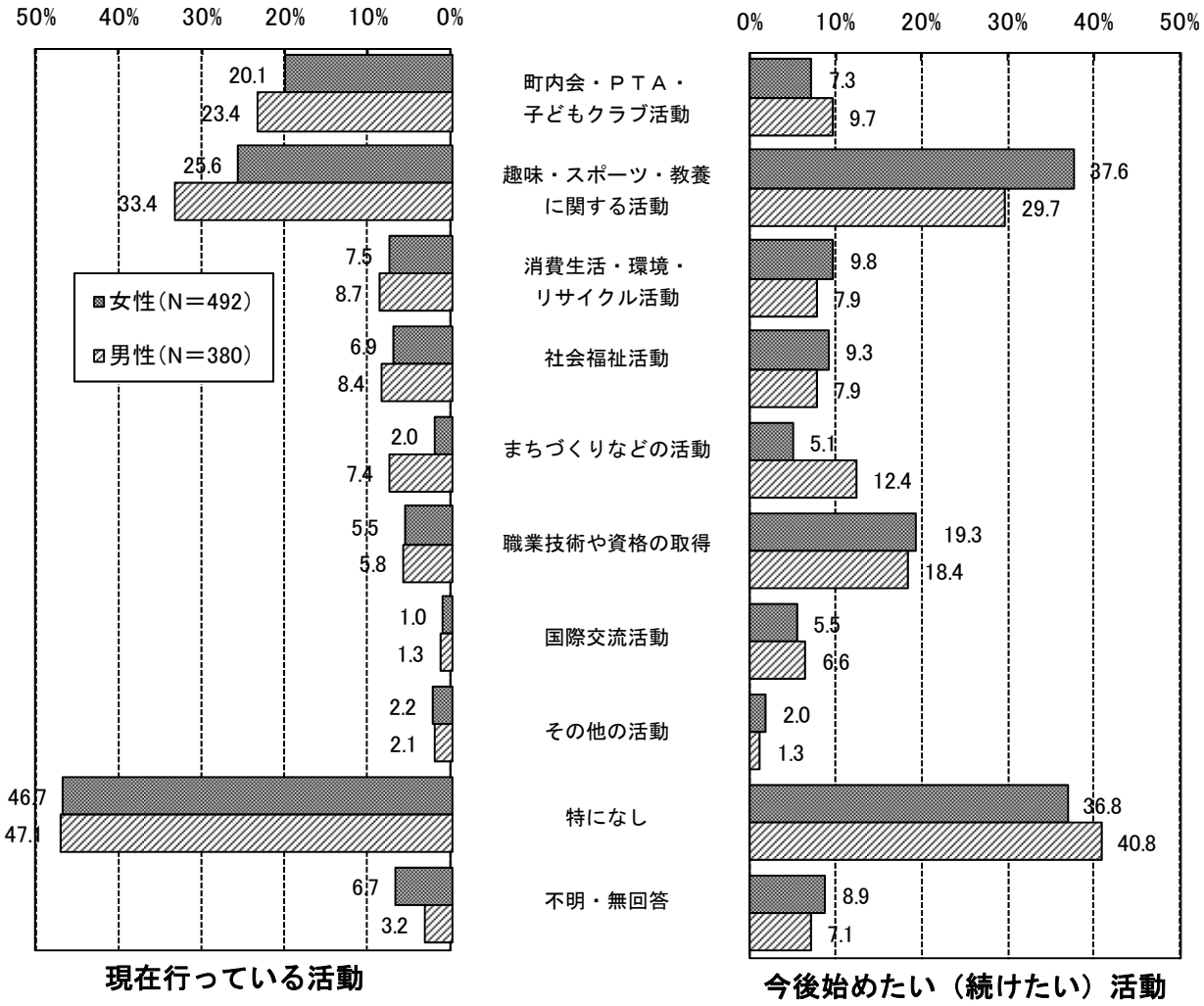

図 25:あなたが仕事以外の活動(社会活動・地域活動など)に参加しようとするうえで、どのようなことが問題になると思いますか。

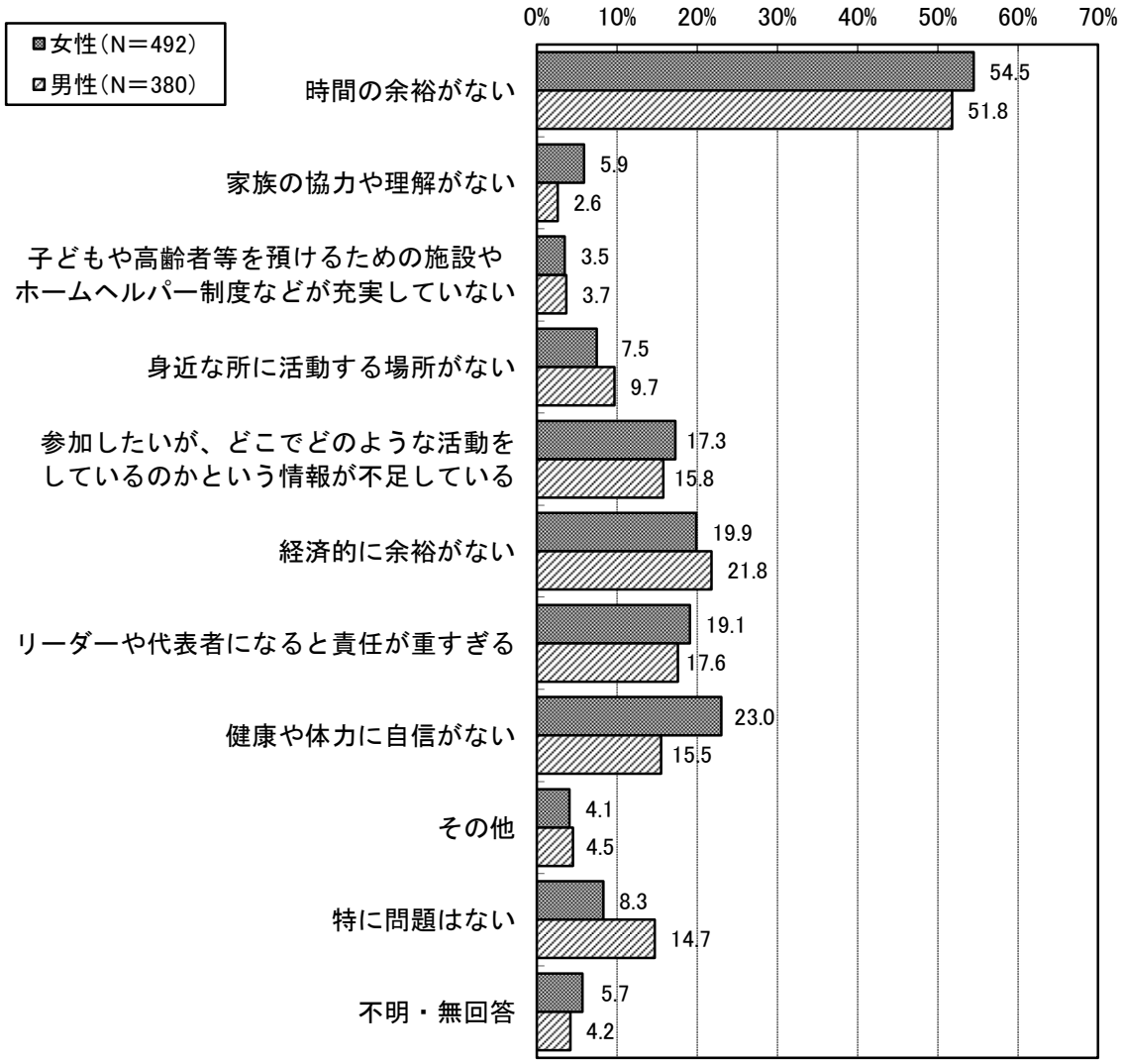

課 題

生涯にわたる、健康で文化的な生活を後押しするために、疾病の早期発見、予防に関する意識向上とともに、意欲ある方に対しては、スポーツ、文化、ボランティアなど様々な切り口からの活動機会の提供が求められています。

また、不妊で悩む男女への相談や情報提供などの支援が必要です。思春期においてはエイズや薬物乱用、喫煙など、健康をおびやかす問題に関する正しい知識が必要です。

８．施策の体系

第 1 次プランの進捗状況、社会経済情勢を踏まえ、本プランの施策体系を以下のように設定します。

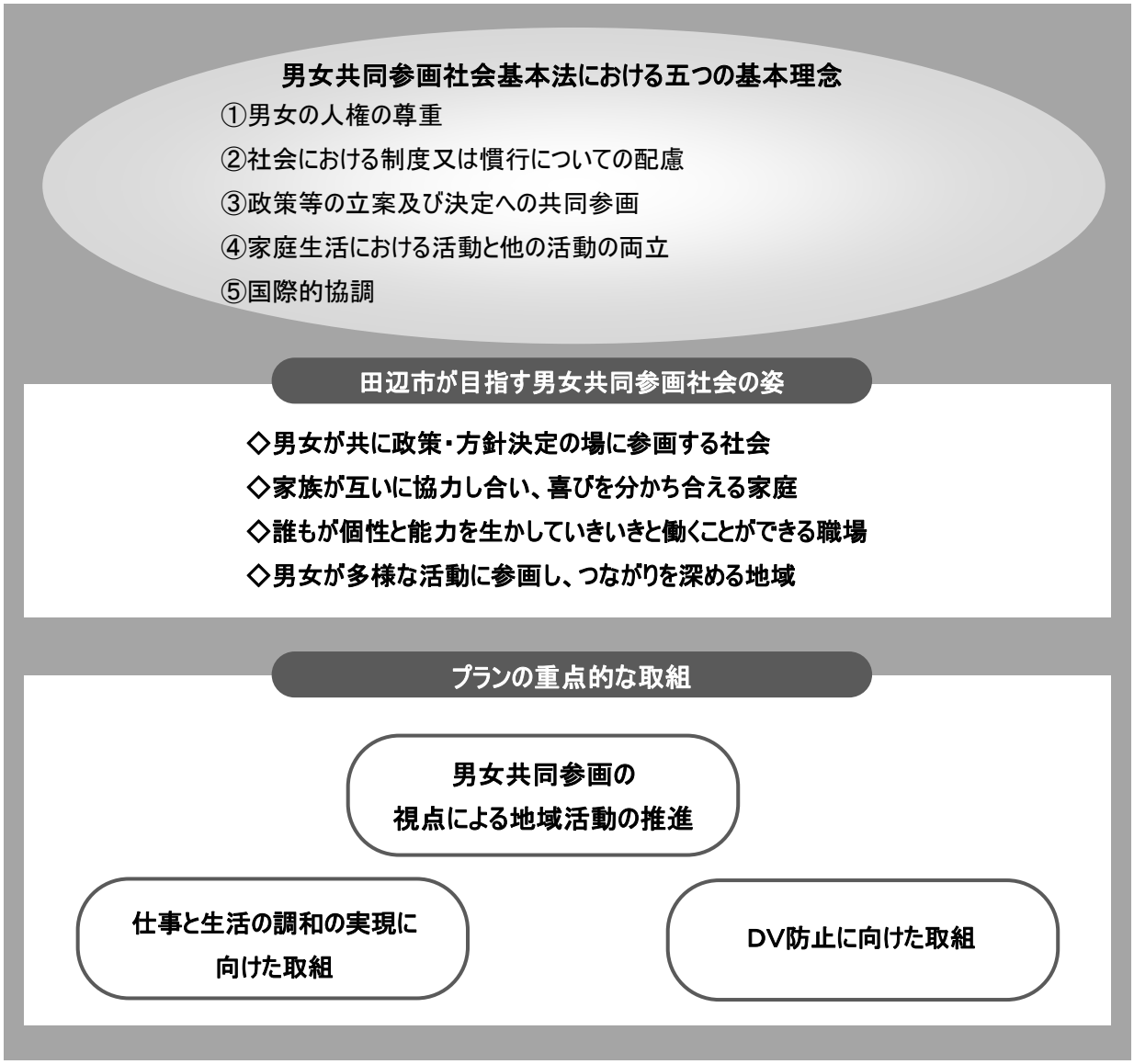

基本目標	施　策	取　組
1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	（１）男女共同参画の意識啓発	1　男女共同参画を進める広報・啓発活動の推進 2　行政における男女共同参画の推進
	（２）男女共同参画に関する学習の推進	3　学校等における男女平等を推進する教育の充実 4　生涯にわたる男女共同参画学習の推進 5　メディアにおける人権の尊重
	（３）生涯を通じた健康づくり支援	6　生涯を通じた健康づくり支援 7　妊娠・出産に関する健康づくり支援 8　健康をおびやかす問題についての対策の推進
	（４）男女間の暴力の根絶を目指す仕組みづくり	9　男女間のあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成 10 DV 被害者に対する相談業務等の充実 11 DV 被害者の自立に向けた支援の拡充 12 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
2 誰もが参画できる男女共同参画による社会づくり	（１）政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	13 行政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 14 企業・地域団体における方針決定過程への男女共同参画の促進
	（２）地域活動への男女共同参画の推進	15 地域社会への男女共同参画の推進 16 防災・災害復興への男女共同参画の推進 17 多様な分野における男女共同参画の推進
3 仕事と生活の調和のための環境づくり	（１）多様な生き方のための支援	18 家庭生活への男女共同参画の促進 19 女性のチャレンジ支援の推進
	（２）支援を必要とする男女への支援	20 子育て支援策等の充実 21 ひとり親家庭への支援 22 高齢者・障害者の社会参画に対する支援 23 高齢者・障害福祉サービスの充実
	（３）農林水産業・商工業等自営業におけるパートナーシップの確立	24 就業条件と環境の整備 25 自営業における方針決定過程への女性の参画促進